

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月、同年4月から同年6月までの期間、同年8月から46年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から同年6月まで
② 昭和44年8月から46年3月まで
③ 昭和47年4月から48年3月まで

私は、ねんきん特別便で未加入期間があることを知った。母が国民年金の加入手続を行い、結婚するまでは国民年金保険料を納付してくれたので、申立期間は全て母が納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和44年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は国民年金保険料を納付することができた期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①中に払い出されたと推認され、当該期間直後の国民年金保険料が納付されているにも係わらず、当該期間の保険料が納付されていないのは不自然である上、5か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①中の昭和44年3月が厚生年金保険被保険者期間と記録されているが、これは、平成21年8月11日に記録が追加されたもので、それまでは、国民年金被保険者期

間として記録されていたものと推認され、申立人が、当該厚生年金保険被保険者期間も含めて保険料を納付した可能性は否定できない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、A市に住所を移動した昭和44年8月以降も、同居している母が3か月ごとに集金に来ていた地域の方に申立期間②及び③の国民年金保険料を納付してくれたとしているところ、A市では、保険料の納付が納付書方式になる52年3月までは、印紙検認方式で3か月ごとにB団体が集金していたとしているなど、その母が申立期間②及び③の保険料を納付したとする申立人の主張に信憑性が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記1のとおり昭和44年6月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間②及び③は国民年金保険料を納付することができた期間である。

さらに、申立期間②及び③前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、20か月と比較的短期間である申立期間②及び12か月と短期間である申立期間③の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和44年3月については、申立人は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 40 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 40 年 1 月

私は、昭和 36 年 9 月頃に訪問に来た A 区役所の B 所職員から国民年金の説明を受け、今なら同年 4 月からの国民年金保険料を遡って納付することができること聞き、私の夫の国民年金の加入手続をし、申立期間①のうち同年 4 月から同年 9 月までの保険料 600 円をまとめて納付し、その後は定期的に納付してきた。夫の申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和 36 年 9 月頃に A 区役所の B 所職員から国民年金の説明を受け、今なら同年 4 月からの国民年金保険料を遡って納付できると聞き、申立人の国民年金の加入手続を行い、同年 4 月から同年 9 月までの保険料 600 円をまとめて納付し、その後は定期的に保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年 9 月から 37 年 2 月までの間に払い出されたと推認され、このことから、申立期間①及び②は保険料を納付できた期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年度中に払い出されたと推認され、国民年金保険料を納付する意思があつて国民年金に加入したにもかかわらず、申立期間①の保険料が全く納付されていないのは不自

然である上、申立人の妻が遡ってまとめて納付したとする同年4月から同年9月までの保険料600円は、実際の保険料額600円（100円×6か月）と一致することから、申立人の妻が申立期間①の保険料を納付したとする主張に信憑性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間②直後の厚生年金保険の加入手続を適切に行っており、国民年金制度の理解は高かったものと考えられる上、申立期間①及び②を除いて未納は無く、12か月、1か月と短期間である申立期間①及び②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻の保険料は、申立期間②の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月

私は、平成5年3月頃、入社予定の会社から年金手帳の提出を求められたので、母に国民年金の加入手続をしてもらった。その際、最低1か月の保険料を納付しないと年金手帳がもらえないと聞き、1か月分の保険料だけを母に納付してもらい、年金手帳を受け取った記憶がある。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月頃、奨学金申請の必要書類として入社予定の会社から年金手帳の提出を求められたので、その母に、国民年金の加入手続及び1か月分の保険料だけを納付してもらったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人が主張する手続時期と同年同月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は「加入した年度の最初の1か月分の保険料だけを納付したことは覚えている。」と供述している上、その母が1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から54年3月まで

夫が会社を辞めた昭和52年10月頃、私は国民年金に加入するのは国民の義務だと思い、夫が、私たち夫婦の国民年金の加入手続きを一緒に行い、加入後は、私が夫婦二人分の保険料を郵便局や銀行などの金融機関で納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、申立人が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和53年1月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、このことから、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立人が所持する年金手帳によれば、申立人は申立期間中の昭和53年6月1日にその夫が厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴って生じる種別変更手続き（強制加入から任意加入）を適正に行っているにもかかわらず、保険料を納付していないのは不自然である上、申立人が一緒に納付したとするその夫の厚生年金保険加入期間に挟まれた52年11月から53年5月までの期間の国民年金保険料は納付済みである。

さらに、申立人は申立期間の直前直後の保険料は納付済みであり、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から60年3月まで

申立期間について、私は、昭和57年12月に結婚し、間もなく第1子を妊娠したため会社を退職しなければならなかった。退職後は、A市役所で国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料を経済的事情から納付することができず、2年後に保険料を遡って納付できると聞いたので、2年たった時に、私の定期預金を解約して、2年分の国民年金保険料を遡って納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を経済的事情で、すぐに納付できなかったため、2年後に申立人の定額預金を解約し遡って保険料を納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和61年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を遡って納付できる期間である。

また、オンライン記録によると申立人は、当該国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和61年1月直後の「昭和61年2月27日」に同年2月分の国民年金保険料を納付したことが記録されており、その時点で、申立期間の保険料を遡って納付した可能性を否定できない。

さらに、申立人は、申立期間以外の未納期間は無く、申立人が14か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から50年3月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで
③ 平成11年7月
④ 平成13年8月から同年10月まで
⑤ 平成16年7月から17年5月まで

申立期間の国民年金保険料は、結婚するまでは私がA市役所で納付し、昭和49年10月に結婚した後は、妻が納付書によりB市役所（現在は、C市D区役所）及びE市役所（現在は、C市G区役所）で夫婦二人分を一緒に納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、昭和49年10月に結婚するまでは申立人がA市役所で納付したとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は同年4月頃に国民年金の再加入手続を行い、その後、同市で同年10月頃にA市からB市（現在は、C市）への住所変更手続を行ったものと考えられ、同年3月から同年10月までの納付書はA市で発行されたものと考えられる。

また、申立人は、20歳に達した昭和46年*月から国民年金に加入して保険料を納付しており、申立人が申立期間①のうち、8か月と短期間である上記期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間①のうち、昭和49年11月から50年3月までの期間については、B市において納付書が発行されたかどうかは不明であり、

申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②、③、④及び⑤については、申立人はその妻が納付書によりB市役所及びE市役所で夫婦二人分を一緒に納付したはずであるとしているが、その妻の保険料納付に関する記憶が明確ではなく、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、一緒に納付したとするその妻の保険料も当該期間は未納となっており、申立人とその妻の保険料が一緒に納付された事実は確認できない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 なお、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間③、④及び⑤において記録漏れや記録誤り等の生ずる可能性は極めて低くなっていると考えられる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年頃にA区の職員が自宅に来て、国民年金の加入を勧めたので、妻が夫婦二人分の加入手続をした。保険料は妻が夫婦二人分を集金に来ていた区役所の職員に納めていた。保険料を職員に納められなかったときは、妻が区役所や銀行か郵便局にも納めに行った。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃にA区の職員が自宅に来て、国民年金の加入を勧めたので、その妻が夫婦二人分の加入手続をし、保険料もその妻が夫婦二人分を納めていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はA区の国民年金手帳記号番号払出簿により同年1月19日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点からすると申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間以外に未納期間は無く、納付意識が高かった申立人が申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月及び同年 5 月

昭和 51 年 4 月に会社を退職後、私の夫が、A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、保険料を銀行で納付してくれた。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月に会社を退職後、その夫が、A 市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を銀行で納付してくれたと申し立てているところ、申立人に係る A 市国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人が同年 6 月 15 日に国民年金任意加入被保険者資格を取得している記録となっているが、申立人の所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄には、「昭和 51 年 4 月 9 日」と記載されており、申立人が当該日に国民年金任意加入被保険者を取得したと推認され、申立期間の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間以外に未納は無く、任意で国民年金に加入するなど保険料の納付意識は高かったと考えられることから、2 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の昭和54年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から56年3月まで

私は、昭和56年頃に自分の将来のためとして、A市役所で国民年金の加入手続を行った。窓口で申立期間の保険料納付を勧められて、納付書により保険料を納めていたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年頃に自分の将来のためとして、A市役所で国民年金の加入手続を行い、窓口で申立期間の保険料納付を勧められて、納付書により保険料を納めていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が納付したとする保険料額と申立期間の保険料額はほぼ一致している。

また、申立人は、申立期間以降に未納は無く、国民年金保険料を前納するなど保険料の納付意識は高いと考えられる上、27か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

昭和44年3月にC株式会社（現在は、株式会社D）に入社し、会社の指示によりA株式会社において、同年8月上旬から45年3月31日までの間、「44年度E研修」を受け、同年4月1日に勤務先のC株式会社に戻った。ところが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年3月31日と記録されており、この間、会社を変わったことはないにもかかわらず、1日の空白期間があることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社で作成した「F通知文」及びその参加者名簿により、申立人は、社命により昭和44年8月1日から45年3月31日まで同社においてG員として当該研修を受け、同年4月1日に勤務先のC株式会社に復帰したことが確認できる。

また、当該通知文によれば、上記の研修期間中、G員に対してA株式会社が給与を支払い、事業主として社会保険に加入させる取扱いであったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和45年2月のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年10月1日、資格喪失日は26年3月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和21年10月は120円、同年11月及び同年12月は270円、22年1月から同年5月までは450円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月及び同年9月は4,200円、同年10月から24年1月までは7,200円、同年2月から同年4月までは8,100円、同年5月から26年2月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年10月頃から26年3月16日まで

夫の年金記録を確認したところ、申立期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが分かった。夫は、応召し昭和21年7月に家族の疎開先（C市）に復員した。疎開先の事業所で1か月余り勤務した後にA株式会社に復職したと聞いている。当時、私も当該事業所に勤務しており職場で知り合い、24年に結婚した。夫はベテランのD職で、E団体の役員であった。28年11月に数百人が一斉に解雇されたが、その時まで継続して勤務していたことに相違ない。夫は、58年に故人となったが、このたび、夫が死亡前につづった日記があることが分かった。友人の年賀状なども提出するので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻及び妹は、「申立人は、復員からA株式会社に復職するまでの期間に、疎開先のC市にあったF株式会社G所（当時）に1か月余り勤務したことがある。」と供述しているところ、申立人

の、基礎年金番号とは別の厚生年金保険被保険者手帳記号番号（既に統合済み）の旧台帳により、F株式会社G所に申立人の、昭和 21 年 8 月 1 日資格取得、同年 9 月 26 日資格喪失の記録が確認できる。

また、昭和 21 年 9 月 1 日資格取得の記録が確認できる同僚の一人は、「申立人は、私がA株式会社に就職した頃に復員し、会社に復帰したと思う。申立人は、H長として自分と同じ職場内で勤務していたが、28 年 11 月に解雇された。」と供述していることから、申立人は少なくとも 21 年 10 月 1 日から申立期間の終期まで、同社に継続して勤務していたと認められる。

一方、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者記録については、厚生年金保険被保険者台帳により、同社において、昭和 17 年 1 月 1 日資格取得（保険料徴収は 17 年 6 月から）、19 年 5 月 31 日資格喪失、その後、I 団体において 26 年 3 月 16 日資格取得となっており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は無く、オンライン記録と一致する。

しかしながら、上記のとおり、申立人は申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、資格喪失年月日は欠落しているものの、申立人の資格取得年月日（昭和 17 年 1 月 1 日）及び 21 年 4 月 1 日から 23 年 8 月 1 日までの標準報酬月額記録が確認できる。

また、株式会社Bが提出した被保険者名簿により、申立人の資格取得年月日（17 年 1 月 1 日）、23 年 10 月 1 日から 24 年 5 月 1 日までの標準報酬月額記録及び 26 年 3 月 16 日資格喪失の記録が確認できる。

さらに、申立人と同様、被保険者名簿に資格喪失年月日が欠落している複数の同僚については、オンライン記録上では期間の欠落が無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 21 年 10 月 1 日、資格喪失日は 26 年 3 月 16 日と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る被保険者名簿における申立人の記録及び同僚の記録から、昭和 21 年 10 月は 120 円、同年 11 月及び同年 12 月は 270 円、22 年 1 月から同年 5 月までは 450 円、同年 6 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月及び同年 9 月は 4,200 円、同年 10 月から 24 年 1 月までは 7,200 円、同年 2 月から同年 4 月までは 8,100 円、同年 5 月から 26 年 2 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年9月から12年7月までを18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年8月1日から12年8月1日まで
平成11年8月1日から株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務していたが、同年8月から12年7月までの年金記録の標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額に比べて低いので、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち平成11年9月から12年7月までの期間については、申立人が提出した株式会社A及び株式会社Bの給与支払明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（11万円）を超える報酬月額（20万4,556円から34万4,956円まで）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額（18

万円)に見合う厚生年金保険料(1万5,615円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間のうち平成11年9月から12年7月までの期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等も無く納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成11年8月については、給与支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額(1万5,615円)に見合う標準報酬月額(18万円)はオンライン記録により確認できる標準報酬月額(11万円)よりも高額であるものの、給与支払明細書に記載された報酬月額(10万5,460円)に見合う標準報酬月額(11万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(11万円)と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間⑤について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を平成8年8月から9年5月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から同年9月21日まで
② 平成6年9月21日から7年2月21日まで
③ 平成7年9月21日から同年12月頃まで
④ 平成7年12月頃から8年4月11日まで
⑤ 平成8年8月1日から9年6月1日まで
⑥ 平成9年6月3日から同年9月20日まで

申立期間①について、前職の株式会社Aから同僚5人とともに有限会社Bに転職した。平成6年4月1日に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日は同年9月21日となっている。提出した雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）の資格取得日は、同年4月1日と記載されている。正しい取得日に訂正してほしい。

申立期間②について、前職と同じ36万円の給料を事業主が支払う約束で有限会社Bに転職した。ところが、日本年金機構の記録では、平成6年9月21日の資格取得日から7年2月21日の資格喪失日までの標準報酬月額は32万円と記録されている。正しい記録に訂正してほしい。

申立期間③について、有限会社Bが業績不振となり、平成7年2月にリストラにより解雇された。その後、同じ代表取締役が経営する株式会社Cに入社するように同氏から依頼があり、同年9月21日に入社したが、業績不振により同社は株式会社Dに買収されることになり、同年12月頃から株式会社Dの事務所に出社するようになった。ところが、日本年金機構における株式会社Cでの被保険者期間の記録が無い。正しい記録に訂正してほしい。

申立期間④について、株式会社Cが業績不振により株式会社Dに買収されることになり、同社に転職した。厚生年金保険の資格取得日は平成8年4月11日と記録されているが、経理担当であったので、買収に先立ち資産査定資料作成のため7年12月頃から同社の事務所に出勤していた。資格取得日を訂正してほしい。

申立期間⑤について、株式会社Dでの給料は、入社から退職するまで月額36万円だった。ところが、日本年金機構の記録では、平成8年8月から9年5月までの標準報酬月額が9万8,000円と記録されている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間⑥について、日本年金機構における株式会社Dでの資格喪失日は平成9年6月3日と記録されているが、同社は経営不振により、同年9月に和議申立てを行った。経理を担当していたので、和議に関する書類を作成するために同月20日まで勤務していた。正しい資格喪失日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑤について、オンライン記録により、申立人の株式会社Dにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初36万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年6月11日より後の同年12月5日付けで8年8月に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、同様の遡及訂正処理が、事業主を含む36人について確認できる。

また、株式会社Dの事業主からは回答が得られないものの、複数の同僚は「滞納があったかは分からないが、経営不振で給料の遅配があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間において有限会社Bに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは平成6年9月21日であり、申立期間①は、適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、事業主は「申立てどおりの届出及び保険料の納付並びに保険料控除については、資料が保管されていないため不明である。」と供述し

ており、同僚の1人は「新規適用前の保険料控除については不明。」と供述している。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録及び事業主の供述により、当該期間において、申立人が株式会社Cに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間③のうち、平成7年9月21日から同年10月5日までの期間は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、平成7年2月に株式会社Cの代表取締役役に就任した事業主は、「申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明である。」と供述している。

さらに、申立人が氏名を記憶している株式会社Cの同僚は3人いるところ、全員が同社での厚生年金保険の被保険者記録が無く、有限会社Bでの厚生年金保険の被保険者記録となっていることが確認できる。

- 4 申立期間④については、事業主から回答が得られず、申立人の株式会社Dへの入社時期について同僚の1人は「期間は特定できないものの、そんなに寒い時期ではなかった。春先だったと思う。」と供述しており、別の同僚は「自分が入社したのは平成7年3月頃だが、申立人は、その約1年後に入社してきた。」と供述している上、雇用保険の資格取得日は、申立人を含め5人全員が平成8年4月11日と記録されており、オンライン記録と一致していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、申立期間④当時に被保険者資格を取得した同僚9人に照会したところ、回答があった1人は「申立人の社会保険の加入については不明である。」と供述している。

さらに、株式会社Cの事業主を含む被保険者4人全員が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年2月1日に資格を喪失し、同年4月11日に株式会社Dで厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

- 5 申立期間⑥について、同僚の供述により申立人が当該期間において、株式会社Dに勤務していたことがうかがえるものの、雇用保険記録では平成9年6月2日離職となっており、当該期間の勤務実態について、確認することができない。

また、オンライン記録では申立人は平成9年6月3日に被保険者資格を喪失しており、前述の雇用保険記録の内容と一致している。

さらに、雇用保険の受給資格者証によれば、申立人は申立期間⑥直後

の平成9年7月4日に求職を申込み、同年7月11日から10月8日までの基本手当を受給していたことが確認できる。

さらに、被保険者オンライン記録によると、申立人は、平成9年6月3日に国民年金の資格を取得しており、同年11月1日に資格を喪失するまでの期間は、保険料を全て納付済であることが確認できる。

- 6 このほか、申立人は申立期間①、③、④及び⑥について、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③、④及び⑥に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 7 申立期間②について、申立人は「株式会社Aから同僚5人とともに、有限会社Bに転職した。事業主からは前職と同条件の給料を支払うとの話があったので入社した。」と主張しているところ、事業主は、当時の給料の決め方について、「会社を立ち上げた当初は、それぞれの失業保険等で生計を立て、利益が出たら配分していくとの方針で、前職の給料を保証するとの約束はしていない。転職ではなく、前職から独立した。6人が共同で立ち上げた会社だったので、全員が共通した認識を持っていたはずだ。」と供述している。

また、申立人が、前職から一緒に転職したとする同僚5人のうち、両事業所で被保険者記録が確認できる4人について、両事業所における標準報酬月額を比較すると、有限会社Bの資格取得時の標準報酬月額は、3人が前職の喪失時よりも低下し、残る1人は上昇しており、同額で取得した同僚はいないことが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人は平成7年2月21日に有限会社Bの資格を喪失後、当該事業所における勤務期間に係る雇用保険の基本手当を受給しており、雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額に基づく給与月額（日額1万483円×30日＝31万4,490円）は、標準報酬月額32万円に相当する報酬月額の範囲内であり、オンライン記録と一致することが確認できる。

加えて、申立人は申立期間②について、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から7年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から7年12月まで

実家の会社で仕事を始めた平成7年7月頃に、私の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、最初に26万円、2度目に13万円を母が納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家の会社で仕事を始めた平成7年7月頃に、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、最初に26万円、2度目に13万円をその母が納付したはずであるとしている。しかしながら、その母は、申立人の加入手続に関する記憶が無く、保険料納付については、最初に20万円ほど、2度目に10万円ほどを納付したと主張する以外にその納付金額の内訳等に関する具体的な証言も得られず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成10年1月23日に付番されており、その時点では、申立期間のうち5年7月から7年11月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号や別の基礎年金番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンラインの納付記録では、平成10年2月6日に8年1月か

ら9年3月までの保険料18万2,700円が過年度納付され、10年3月10日に9年4月から10年3月までの保険料15万3,600円が現年度納付されている記録となっており、申立人の母親は、まとめて納付したのは2回のみであったと述べていることから、申立人はこのことと申立期間の保険料を納付したことを混同している可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から同年11月までの期間及び平成5年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年2月から同年11月まで
② 平成5年6月

申立期間①について、私は、昭和63年2月頃、それまで勤務していた会社を退職し、A市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、その加入当初は納付していなかったが、母からお金を借り、後から一括して11万円くらいの保険料を同市役所で納付した。

申立期間②について、私は平成5年6月頃、それまで勤務していた会社を退職し、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その加入時点から国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和63年2月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、一括して11万円程度の国民年金保険料を同市役所で納付したとしている。しかしながら、申立期間①の保険料を一括して納付するのに必要な金額は7万6,400円であることから、申立人の申述は、当該期間の保険料額と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年9月頃に払い出されたと推認され、申立人が所持している年金手帳、B市の国民年金被保険者名簿、A市の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、同年6月16日に初めて国民年金被保険者資格を取得した記録及び記載となっていることから、申立期間①は未加入期間と推認され、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオン

ラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成5年6月頃、それまで勤務していた会社を退職し、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その加入時点から保険料を納付していたと思うとしているが、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付等について記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人は、平成5年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立人が所持している年金手帳、A市の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、いずれも同年7月1日に国民年金被保険者資格を取得した記録及び記載となっていることから、申立期間②は未加入期間と推認され、制度上国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 3 申立期間①及び②について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から60年2月までの期間及び62年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から60年2月まで
② 昭和62年1月

申立期間①及び②について、私は、会社を退職した時は国民の義務と思い国民年金に加入し、保険料を納付した。申立期間①はA区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所や郵便局で保険料を納付し、申立期間②はB市役所で国民年金に加入し、同市役所で納付した。申立期間①及び②は年金手帳をもらっていなかったが、納付書が送られてきたので、それぞれの役所や郵便局で納付した。初めて納付した保険料額は1万800円か1万500円だったと思う。

申立期間①及び②が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①はA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間②はB市役所で行い、保険料はそれぞれの役所や、郵便局で納付したとしている。しかしながら、申立人は、申立期間①及び②の加入手続をした際に、年金手帳をもらっていないが納付書が送られてきたとしており、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳には「初めて被保険者となった日」が「平成3年4月21日」と記載され「C市」のゴム印が押されていることから、申立期間①及び②は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間である

上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が初めて納付した保険料額は1万800円から1万500円としているが、申立期間①の保険料額の昭和57年度は5,220円、58年度は5,830円、59年度は6,220円であり、申立期間②の保険料額の61年度は6,740円であることから、申立人が納付したとする金額と相違している。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成20年4月から22年3月までの期間については、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年4月から22年3月まで

申立期間について、私は大学に通学しており、申立期間の2年間を除き、前後の期間は学生納付特例の承認を受けている。申立期間の2年間のみ、学生納付特例の申請手続を忘れることはない。

申立期間が未納となっており、学生納付特例期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の期間が学生納付特例の承認を受けており、申立期間の2年間のみ、学生納付特例の申請手続を忘れることはないとしているが、申立人及びその母は、申立期間の学生納付特例の手続時期及び手続の場所等について、覚えていないとしているため、当該申請手続の状況が不明である。

また、申立人のオンライン記録及び学生納付特例申請書提出用（写し）により、申立人は平成15年4月から20年3月までの期間及び22年4月から23年3月までの期間の学生納付特例を申請して承認されている記録が確認できるが、申立期間の20年4月から22年3月までの期間の学生納付特例についての記録は見当たらない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において、記入漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間について、学生納付特例の承認を受けたこと及び学生納付特例申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに学生納付特例の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月から13年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年3月から13年2月まで
申立期間の国民年金保険料については、母が免除申請をしたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母が国民年金保険料の免除申請をしたはずであるとしているが、その母は、免除申請手続について具体的な記憶が無い上、申立人自身は免除申請手続に直接関与していないため、免除申請の状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人に対して平成12年8月及び14年2月に国民年金の加入勧奨が行われており、このことからすると、申立期間の保険料を遡って免除申請することは制度上できなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間について、免除申請書を提出したこと及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 62 年 7 月に会社を退職した後、年金関係の事務所から国民年金保険料かどうかは覚えていないが、保険料を納付するように言われたので、A 市（現在は、B 市 C 区）D 地近くの年金関係の事務所で 2 万円から 3 万円くらい納付した。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 7 月に会社を退職した後、年金関係の事務所から国民年金保険料かどうかは覚えていないが、保険料を納付するようと言われたので、A 市 D 地近くの年金関係の事務所で 2 万円から 3 万円くらい納付したとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳によると、「はじめて被保険者となった日」が平成 2 年 7 月 16 日と記載されており、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できなかったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月まで

私は、大学 2 年生の時に寮を出て A 市に転居し、平成 2 年 3 月には B 地の実家に住所を戻した。国民年金の加入手続や毎月の保険料の納付は、母が代わりにしていたはずである。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたとしているが、その母は「銀行に納付していた。」とするのみであり、申立人は加入手続及び保険料納付については直接関与しておらず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から平成 8 年 6 月頃払い出されたと推認され、その時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から9年3月まで

私が大学を卒業し平成9年4月に就職した頃、市役所の職員かどうか不明ではあるが、A市に住んでいた父のところへ2回訪ねて来た。「親なのだから子供の国民年金保険料を納付しろ。」と言われたため、後日郵送されてきた納付書でB銀行C支店かD支店で2回に分けて合計で40万円くらいを納付したと父から聞いている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の保険料を納付したとしているが、申立人は加入手続及び保険料納付については直接関与しておらず、その父は2回に分けて合計で40万円くらいを納付したとするのみである上、国民年金の加入手続を行った記憶も無いことから、これらの状況が不明である。

また、申立人は、平成9年4月に払い出された基礎年金番号が記載された年金手帳しか所持しておらず、国民年金手帳を受け取った記憶は無いとしており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで
免除申請をいつ頃したのか詳しいことは覚えていないが、申立期間についてはA市役所で免除申請を行っている。保険料を納付できないときは免除申請を行い、納付できるときは前納で保険料を納付していたので、申立期間が免除期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、いつ頃したのか詳しいことは覚えていないが、A市役所で免除申請を行ったと申し立てしているところ、申立期間の免除申請の審査請求に係るB地社会保険審査官の決定書によると、申立人は昭和60年6月*日にB地知事に申立期間の免除申請を行い、同年12月*日付けで却下されている記録が残っており、このことからすると、申立人の申立期間の保険料が免除されていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 53 年 11 月までの期間及び 57 年 8 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月から 53 年 11 月まで
② 昭和 57 年 8 月から 62 年 3 月まで

私は、義母に勧められて A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）で国民年金の加入手続を行った。夫婦二人分の保険料を D 銀行で毎月納めていたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、その義母に勧められて A 市役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を D 銀行で毎月納めていたとしているが、申立人の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 52 年 12 月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間①は納付可能な期間であるが、申立人は保険料をまとめて納付したり、遡って納付したりした記憶は無いとしており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらなかった。

2 申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和 52 年 12 月頃）からすると、保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は、「夫が保険料納付済となっているにもかかわらず私の記録が未納となっているのは納得できない。」とするのみで、保険

料納付に関する記憶が明確でなく、納付状況が不明である。

- 3 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から53年11月まで
私の国民年金は、私の妻がA市役所（現在は、B市C区役所）で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料をD銀行で毎月納めていたため、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻がA市役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料をD銀行で毎月納めていたとしているが、申立人の加入手続及び保険料納付をしたとするその妻はこれらに関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和52年12月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間は納付可能な期間であるが、申立人は保険料納付に関与していない上、保険料を納付したとするその妻は保険料をまとめて納付したり、遡って納付したりした記憶は無いとしており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらなかった。

さらに、申立期間は33か月と長期間にわたっており、A市においてこのように長期間国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 18 日から 46 年 2 月 1 日まで
② 昭和 46 年 3 月 3 日から 48 年 3 月 1 日まで

昭和 44 年 9 月 16 日から 51 年 8 月 1 日まで A 有限会社に正社員として勤務したが、途中退職しなかったにもかかわらず、厚生年金保険の記録では申立期間①及び②には記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 44 年 9 月 16 日から 51 年 8 月 1 日まで A 有限会社に正社員として勤務したが、途中退職はしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。」と申し立てているところ、同社は昭和 56 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も他界し、事業主の妻も「当時のことは記憶に無い。」と供述していることから、両申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人の両申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料、及び雇用保険の加入記録も無く、申立人の勤務に関する同僚の供述も得られないことから、当該期間の勤務実態については不明であり、また、厚生年金保険料

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6837（事案 5697 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 10 日から 35 年 4 月 20 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで
有限会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、両申立期間も同社で厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、前回の申立てにおいて、有限会社Aの事業主（故人）に申立人の厚生年金保険の適用等について確認することができないこと、同僚からも保険料控除等について供述を得ることができないこと、そのほかに申立人の給与から保険料が事業主により控除されていた事実が確認できる資料が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 6 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は新たに有限会社Aの同僚を複数挙げているところ、当該同僚等から、期間の特定はできないものの、申立期間①及び②において、申立人が同社に勤務していたとの供述を得られた。

しかしながら、申立人が記憶している同僚の中には、有限会社Aで厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者がいる上、複数の同僚からは、同社の従業員数は 40 人くらいだったとの供述があるところ、申立期間①及び②当時に被保険者資格を取得していた者はおよそ 20 人であったことが事業所別被保険者名簿により確認できることから、同社では、申立期間当時において、勤務していた従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱

いではなかったと判断できる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 12 年 3 月 1 日まで
日本年金機構の記録によると、申立期間の標準報酬月額は 11 万円と
なっているが、自分の記憶と相違している。
正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、申立期間のうち平成 10 年 10 月から 11 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から 12 年 2 月までは 30 万円と記録されたところ、同年 3 月 31 日付けで、10 年 10 月に遡って 11 万円に減額訂正されたことが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、上記減額訂正が行われた当時、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所に係る平成 11 年度滞納処分票において、12 年 3 月 30 日に、社会保険事務を担当している申立人の妻が、滞納保険料の整理について社会保険事務所（当時）の職員と相談し、減額訂正を了承したことがうかがえる記載がある上、オンライン記録により、その翌日に減額処理がなされていることが確認できる。

さらに、申立人は当時の経営状況について、「良くはないが特別悪くもなかった。仕事の量は減っていた。」と供述しているところ、上記滞納処分票により、申立期間当時から現在まで、社会保険事務所から社会保険料納付について、再三にわたり督促が行われていたことが確認できる。

加えて、申立人は当初、「社会保険の手続等は、全て妻に任せている。自分は現場の仕事に専念し、家に帰って妻から報告を受けるが、減額訂正のことは知らない。」としていたところ、後に文書で減額処理が行われて

いたことは知っており、当該処理に同意したと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、上記標準報酬月額の減額処理について同意しており、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。